

広島市水道局規程第7号

令和8年3月31日

広島市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榊原 茂

広島市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

広島市水道給水条例施行規程(昭和38年広島市水道局規程第16号)の一部を次のように改正する。

第31条の5中「、債務者が死亡、行方不明その他これに準ずる事情にあるため徴収の見込みがないと認めるときで、次の各号のいずれかに該当し、かつ」を削り、「経過したもの」の次に「(その額が1件500万円以下のものに限る。)」を、「ついては」の次に「、債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除き」を加え、各号を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。